

障害福祉サービス事業移行支援補償補助金交付要綱

（総則）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく障害福祉サービスの基盤整備を図るため、指定障害福祉サービス事業者（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う者に限る。以下同じ。）へ移行しようとする地域活動支援センター又は障害者地域作業所（以下「センター等」という。）を運営する者に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、「主に重度の肢体不自由者を対象とするセンター等」とは、地域活動支援センター・障害者地域作業所運営費等補助金交付要綱（平成20年10月1日制定）の規定による補助金の交付を受けているセンター等のうち、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級又は2級に該当する肢体不自由の障害を有する者を5名以上利用者として登録しているものをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、主に重度の肢体不自由者を対象とするセンター等を運営する者のうち、指定障害福祉サービス事業者に移行するため、指定障害福祉サービスを行う事業所（以下単に「事業所」という。）を本市内に開設しようとするものとする。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業所の運営に要する需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、旅費、役務費、工事請負費、委託料その他市長が必要と認める経費とする。

（補助金額）

第5条 補助金の額は、指定障害福祉サービス事業者へ移行した後の各年度における法第29条第1項の指定障害福祉サービス等に要した費用について支

給される介護給付費又は訓練等給付費の合計額に利用者負担額の合計額を加えた総額（以下「移行後の各年度の報酬総額」という。）が移行日の前日が属する年度にセンター等として交付された補助金額（以下「従来の補助金額」という。）を下回った場合に交付するものとし、その額は、予算の範囲内において、次に定める金額のうちいずれか低い額とする。

（１）従来の補助金額から移行後の各年度の報酬総額を差し引いた金額（１,０００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）

（２）従来の補助金額から移行日の前日が属する年度の通所実績により算定した移行日の属する初年度における法第29条第１項の指定障害福祉サービス等に要した費用について支給される介護給付費又は訓練等給付費の合計額に利用者負担額の合計額を加えた総額に10分の８を乗じて得た額に相当する額（以下「補償基準額」という。）を差し引いた金額（１,０００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）

２ 移行後の各年度の報酬総額は、当該年度の４月から２月までの実績に基づき、日割り計算により算定するものとする。

３ センター等が年度途中で指定障害福祉サービス事業者へ移行する場合には、日割り計算により第１項各号の金額を算定するものとする。

（申請書の添付書類）

第６条 規則第４条第３号に規定するその他参考となる書類は、次のとおりとする。

（１）交付申請額算出内訳書（第１号様式）

（２）利用者のサービス利用状況報告書（第２号様式）

（実績報告）

第７条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次のとおりとする。

（１）実績報告額算出内訳書（第３号様式）

（２）歳入歳出決算書抄本又は決算見込書抄本

（書類等の整備）

第８条 補助金の交付を受けた者は、規則第８条に規定する書類及び帳簿等を当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から５年間保存しなければならない。

（その他）

第９条 この要綱の施行に必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

交 付 申 請 額 算 出 内 訳 書

サービス種別・ 区分等	年間延人員 (人日) ①	報酬額 (円) ②	利用者1人当たり の報酬額 (円／人日) ②／①
移行後の各年度の報酬総額 ③			
従来の補助金額 ④			
補償基準額 ⑤			
交付申請額 算出基礎 A (④－③)			
交付申請額 算出基礎 B (④－⑤)			
交付申請額 (A と B のうち少ない額)			

利用者のサービス利用状況報告書

施設名 ()

[illegible]

第3号様式（第7条関係）

実 績 報 告 額 算 出 内 訳 書

サービス種別・ 区分等	年間延人員 (人日) ①	報酬額 (円) ②	利用者1人当たり の報酬額 (円／人日) ②／①
移行後の各年度の報酬総額 ③			
従来の補助金額 ④			
補償基準額 ⑤			
実績報告額 算出基礎A (④－③)			
実績報告額 算出基礎B (④－⑤)			
実績報告額 (AとBのうち少ない額)			